

2023年8月1日

中国電力株式会社

島根2号機 新規制基準適合のための工事における試験使用・一部使用について

1. はじめに

島根2号機の新規制基準適合に係る設工認について、2023年7月21日に第9回補正を実施したところである。今後、使用前確認申請書を提出するにあたって、前回の面談（2023年5月30日）において新規制基準適合のための工事における試験使用・一部使用等について説明させていただいたが、以下のとおり、試験使用および一部使用の内容について改めて整理したので、ご説明させていただく。

2. 試験使用・一部使用の整理結果

(1) 試験使用申請の対象について

島根2号機の新規制基準適合のための設工認に係る工事（以下「本工事」という。）において、燃料体を挿入できる段階および臨界反応操作を開始できる段階において、原子炉本体を試験のために使用する計画である。

これは実用炉規則第17条第1号に該当することから、原子炉本体の試験使用申請の手続きを行う。（前回の面談から変更なし）

(2) 一部使用申請の対象について

本工事において、一部使用申請の対象はない。

なお、前回の面談において、サイトバンカ設備床ドレン配管改造工事において、改造工事^{※1}終了後、廃液処理のため当該設備を使用することについて、一部使用の手続きが必要と説明させていただいたが、改めてガイド^{※2}と照らし合わせると、実用炉規則第17条第3号に該当しないことから、一部使用の手続きは不要と考える。

※1：サイトバンカ設備で発生する廃液の移送先を1号機から2号機へ変更する工事

※2：使用前事業者検査に関する原子力規制委員会の確認等に係る運用ガイド

以 上